

別紙 消費税仕入税額控除を行うことにより手元に残る差引額は値引しない場合と差は生じない。

例) 9月検針分の請求額が税抜8,000円(税込8,800円)

仕入高税抜5,000円(税込5,500円)の場合

8,000円(元値) - 1,500円(値引額/月) = 6,500円

6,500円 × 1.1(消費税率) = 7,150円(値引後の税込の請求額)

→ 値引原資1,500円を協会から助成

【値引した場合の仕訳】

借方科目	借方金額	摘要	貸方科目	貸方金額
① 仕入高	5,000	仕入時	現金	5,500
仮払消費税	500			
② 現金	7,150	販売時	売上高	8,000
売上値引	1,500		仮受消費税	800
仮受消費税	150			
③ 未収金	1,500	助成金交付決定	雑収入	1,500
④ 現金	1,500	助成金精算	未収金	1,500
⑤ 仮受消費税	650	決算時	仮払消費税	500
			未払消費税	150
⑥ 未払消費税	150	納付時	現金	150

決算時の状況  
 現金 7,150 - 5,500 + 1,500 = 3,150  
 未払消費税 800 - 500 - 150 = 150  
 差引額 売上高8,000 - 仕入高5,000 - 売上値引1,500 + 雑収入1,500 = 3,000

【値引がない場合の仕訳】

借方科目	借方金額	摘要	貸方科目	貸方金額
①' 仕入高	5,000	仕入時	現金	5,500
仮払消費税	500			
②' 現金	8,800	販売時	売上高	8,000
			仮受消費税	800
⑤' 仮受消費税	800	決算時	仮払消費税	500
			未払消費税	300
⑥' 未払消費税	300	納付時	現金	300

決算時の状況  
 現金 8,800 - 5,500 = 3,300  
 未払消費税 800 - 500 = 300  
 差引額 売上高8,000 - 仕入高5,000 = 3,000